

令和 7 年度渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

趣旨		地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上及び耐震改修の促進を図り、もって地震に強い安全なまちづくりを目指すため、予算の範囲内において、市内に存する住宅について耐震診断者を派遣し、一般耐震診断を実施します。
内容	耐震診断の派遣	一般耐震診断を受けようとする一戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断者を派遣し、当該住宅の一般耐震診断を行い、その結果を通知するものです。 一戸建て住宅とは、市内に存する一の敷地に独立して建てられた一戸の木造住宅（国、県、市及びその関係機関が所有する住宅を除く。）をいいます。
	対象住宅	対象住宅は、次に掲げる条件をすべて満たす一戸建て住宅です。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではありません。 （１） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの （２） 居住の用に供される面積が、延べ面積の過半を占めるもの （３） 地上 2 階建以下のもの （４） 在来軸組構法（太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられたものを含む。）によって建てられたもの （５） 個人が所有し居住している、又は居住しようとするもの （６） 過去に渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施をしていないもの
	対象者	対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものです。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではありません。 （１） 対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちから選任された代表者 1 人（以下「申請者」という。）であること。 （２） 次に掲げるものを滞納していないこと。 - ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの） - イ 前号に掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税

		(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
	費用負担	一般耐震診断に要する費用は、市が負担します。ただし、耐震診断者の交通費については、申請者の実費負担とし現地調査時に耐震診断者に直接支払うものとします。 交通費の額は、1千円です。
	予算額	この事業全体の予算限度額は、158千円です。 限度額に達した時点で受付を終了します。
申請 手 続 等	申請の方法、時期等	建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、構造的に独立した棟ごとに、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 住民票の写し（市外に住民登録がある者に限る。） (2) 市区町村税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は除く。） (3) 対象住宅の登記事項証明書又はこれに代わるもの (4) 建築確認通知書の写し又は平面図及び現況写真（2面以上） (5) その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	派遣決定の時期等	申請後、速やかに耐震診断者派遣の決定を審査します。 一般耐震診断を実施することを決定したときは、渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施決定通知書（様式第2号）により通知します。 決定通知をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することがあります。 審査の結果、一般耐震診断を実施しないことを決定したときは、その理由を付して、渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施不決定通知書（様式第3号）により通知します。
	辞退の方法	渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施決定通知書を受けた後、一般耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業辞退届（様式第4号）を提出してください。
	耐震診断の実施	渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施決定通知書を発した後、速やかに耐震診断者を派遣します。 耐震診断者は、申請のあった住宅に対し一般耐震診断を実施

	し、診断結果の報告を市に提出するものとします。
実施結果の報告及び時期等	市は、診断結果の報告を受けたときは、速やかに渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施結果報告書（様式第 6 号）を申請者に通知します。
一般耐震診断の取消し	申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一般耐震診断の実施の決定が取り消されます。 （１） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱及びこの要領に規定する要件に該当しなくなったとき。 （２） 偽りその他不正な手段により申請があったとき。 （３） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
取消しの通知	一般耐震診断の辞退又は取消しがあった場合は、渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施取消通知書（様式第 5 号）により通知します。
申請書等の様式	渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施申請書（様式第 1 号） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施決定通知書（様式第 2 号） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施不決定通知書（様式第 3 号） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業辞退届（様式第 4 号） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施取消通知書（様式第 5 号） 渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施結果報告書（様式第 6 号）
取扱担当課	渋川市役所建設交通部建築住宅課（第二庁舎） 電話 ０２７９－２５－７１９１（直通） ０２７９－２２－２１１１（内線４７１４） メールアドレス ken-juu @ city.shibukawa.gunma.jp